

## 日本労働年鑑 第28集 1956年版

The Labour Year Book of Japan 1956

## 第三部 労働政策

## 第五編 経営者団体

## 労働基準法関係諸規則改正に関する関西経営者協会の意見書

関西経営者協会は、労働省が、労働基準法施行規則および女子年少者労働基準規則の改正案を提起したので、両規則関係の改正に関する意見書を、労働大臣、同次官、中央労働基準審議会会長などに提出した。その意見書の概要は、つぎのとおりである(日経連タイムス、一九五四年二月一日号による)。

## (意見書概要)

労働基準法が施行せられてから、既に六年余の日子を閲している。その間経営者は常に本法を遵守するとともに労働者保護の見地より労働条件の国際的水準の維持向上に絶えざる努力を重ねてきた。しかるに基準法を一連とする労働関係法規は、占領下急速に制定を余儀なくせられた関係上、その法体系に種々の矛盾を包蔵しており、また労働者保護に急なるあまりわが国本来の実情が軽視されている点が少くない。特にこの傾向は中小企業において顕著なものがあり、現実の改正はいずれも技術的な点に限られ弥縫的な結果に終わったことは誠に遺憾とするところである。

今日わが国経済は誠に憂慮すべき段階にあり、特に弱小中企業においてはその存在さえも脅かされている現状である。更に放漫なる消費景気を抑制するためには、労働者の最低生活を保障するのは当然のこととはいえ、国民の耐乏生活が必然的に要請せられねばならない現実である。

かかかる現下のわが国の社会経済の実情に徴すれば、中小企業の実情に即応しないと認められる規定を是正し、又従来の煩雑な手続を徹底的に簡素化して事務労力の節約をはかることこそ極めて緊要とするところである。

われわれ経営者は過去六年余の実際的経験に鑑み、以上の見地より最高限度、次の諸点について改正せられるよう要望する次第である。

## 労基法施行規則関係

- 一、第五条の第三号を削除すること(寄宿舍規則の明示)
- 二、第一二条を削除すること(変形八時間制の周知義務)
- 三、第一六条第二項を削除すること(時間外、休日労働協定)
- 四、第十八条各号を更に具体的に規定するか又は第六号乃至第八号を削除すること(時間外労働の制限)
- 五、第一九条第六号を削除すること(割増賃金の算定)
- 六、第二十条を削除すること(深夜労働の割増賃金)
- 七、第二十二条但書を削除すること(事業場外における労働時間)
- 八、第二三条の許可を廃止すること(宿日直労働の許可)
- 九、第二四条の許可を廃止すること(坑内労働の時間計算)
- 一〇、第二五条を削除すること(休暇請求の時季の聴取)
- 一一、第二七条第一項中の括弧書を削除すること(九時間労働制)

- 一、第三〇条を削除すること(女子の協定による時間外労働)
  - 一三、第三一条を改正すること(一斉休憩の除外)=停車場、倉庫、埠頭における貨物取扱事業(法第八条五号)は第三一条に追加すること。
  - 一四、第三二条の許可を廃止すること(休憩時間の適用除外)
  - 一五、第三七条を削除すること(医師の診断)
  - 一六、第四九条の届出には労働協約の添付を要しないものとする(労働協約の添付)
  - 一七、第五三条の記載事項を簡素化すること(労働者名簿記載事項)
  - 一八、第五十五条の括弧書を削除すること(日雇労働者の賃金台帳)
- 女子年少者労働基準規則関係
- 一、第十条の二を改正すること(女子の時間外労働)=株主総会、株式配当、棚卸、仮決算などの女子労働を法第六十一条但書の業務に含ませること。
  - 二、第十一条の二に寄宿舎の賄婦を追加すること(女子の深夜業禁止の特例)
  - 三、第十二条の制限を緩和すること(女子年少者の重量物を取扱う業務の就業制限)
  - 四、第十三条の制限を緩和すること(年少者の危険有害業務の就業制限)
  - 五、第十四条の制限を緩和すること(女子の危険有害業務の就業制限)

六、第十六条を削除すること(女子の生理時の就業制限)

労働基準法関係諸規則改正に関する日本経営団体連盟の意見

また、日本経営者団体連盟も、傘下経営者団体と主要企業の改正要望意見をとりまとめ、中央労働基準審議会に提出した(日経連タイムス、一九五四年二月二五日号による)。

(改正要望意見)

労働基準法施行規則関係

- (一) 交替制勤務者及び二日にまたがって勤務する者の休日は暦日でなく継続二十四時間とすること。(法第三十五条)
  - (二) 割増賃金算定基礎から労働の対償でない手当(休日手当、寒地手当等)を除外すること。(法第三十七条、則第二十一条)
  - (三) 宿日直勤務の許可制を届出制に改めること。(法第四一条、則第二三条)
  - (四) 第二六条第一項の規定は現行通りとすること。(法第四〇条、則第二六条)。
  - (五) 変形九時間労働制における一日一時間の最高労働時間を廃止すること。(法第四〇条、則第二七条)
  - (六) 第二七条の適用事業にラジオ、テレビの放送事業を加えること。(同前)
  - (七) 貨物取扱事業にも一斉休憩の適用除外を認めること。(法第四〇条、則第三〇条)
  - (八) 休憩を与えない特例に関し、許可制を廃止すること。(法第四〇条、則三二条)
  - (九) 日雇労働者の賃金台帳は引続き一ヵ月を超えて使用される者と然らざる者によって区別をしないこと。(法第八八条、則第五五条)
- 女子年少者労働基準規則関係

(一) 寄宿舎、寮の炊事婦、バスの車掌、遊覧バスのガイド、放送事業における女子のアナウンサー、プロデューサー、取材員に深夜業を認めること。(法第六二条、女少則第一一条の二)

(二) 満一八歳以上の女子の重量物運搬に関する所轄労働基準監督署長の許可について断続作業四〇K、継続作業三〇Kの制限を緩和すること。(法第六三条、女少則第一二条)

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始